

# 柏崎市社会福祉協議会非常勤職員採用募集要項

社会福祉法人柏崎市社会福祉協議会では、平成30年度職員について、次のとおり非常勤職員の募集を行います。

## 1 受付期間

午前9時～午後5時までに市販の履歴書・職務経歴書・資格書の写しを提出してください。

## 2 採用職種、採用予定数、受験資格等

職 種	採用人数	受 験 資 格
給食配達員	1名	学歴不問・年齢不問 以下の資格のいずれかを有する方 必須：普通自動車免許（AT限定可）

## 3 申し込み資格

住 所 採用時に当会配属先事業所に、通勤可能な方

※ ただし、次のいずれかに該当する方は受験できません。

- (1) 被後見人及び被保佐人
- (2) 禁固以上の刑に処され、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの方。
- (3) 日本国憲法制定の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党、その他の団体を結成し、又はこれに加入した方。

## 4 勤 務 地

柏崎市総合福祉センター（柏崎市豊町3番59号）

## 5 試験日時及び試験場所

日 時 随時

場 所 柏崎市豊町3番59号 柏崎市総合福祉センター 0257-22-1411

方 法 面接試験

## 6 合格者の決定通知及び採用

試験の可否については、面接日から3日以内に電話で通知いたします。

なお、この試験による 採用は平成31年4月1日を予定しています。（採用時期については応相談）

## 7 給 与 等

- (1) 給 与 社会福祉法人柏崎市社会福祉協議会雇用契約職員に関する細則によります。  
時 給 830円～900円
- (2) 手 当 状況により通勤手当等が支給されます。
- (3) 雇用期間 平成31年4月1日～2020年3月31日（更新可能性有り）  
（更新の可能性あり。更新後の契約期間は1年間になります。）
- (4) 福利厚生 労災保険に加入します。

(5) その他 本会職員就業規則及び雇用契約職員の細則によります。

## 8 就業時間・業務内容等

(1) 就業時間 土・日を含んで、週4～5日程度の勤務（就業場所の勤務表による）

月曜日～土曜日 9時30分～12時30分

日曜日 10時30分～13時30分

祝日休み

(2) 業務内容

ふれあい給食サービス事業において、高齢者宅に昼食弁当を配達し、安否確認を行う。

## 9 受験手続

(1) 申込方法

市販の履歴書に所要事項を記入し、写真（上半身、脱帽、正面向、縦4cm、横3cm、過去3か月以内）1枚貼付（裏面に撮影年月日・氏名記入のこと）職務経歴書を添付し、社会福祉法人 柏崎市社会福祉協議会事務局に直接持参するか、郵送してください。

(2) 記入の注意等

- ① 記載は、全て黒ボールペン等を用いてください。
- ② 数字は、全て算用数字を用いてください。
- ③ 記載事項に不正があると採用資格を失うことがあります。
- ④ 資格を証明できる資料（運転免許証等の写し）
- ⑤ 郵送で履歴書を提出する場合は、簡易書留等確実な方法をとってください。

## 10 照会等

この試験についてご不明な点がございましたら、下記に連絡ください。

社会福祉法人 柏崎市社会福祉協議会 TEL (0257) 22-1411 ( 担当：総務係)